被災された方から井戸等の修理を依頼された修理業者の皆様へ

令和８年熊本地震により被災した井戸等の応急修理制度について

○災害救助法に基づく「井戸等の応急修理」とは

災害のため、被災者の自宅敷地内にある地下水を取水する井戸等に損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない世帯に対し、日常生活に必要不可欠な最小限度の部分として、市町村が応急的な井戸等の修理を行い（市町村が業者に依頼し、**修理費用を市町村が直接業者に支払う**）、元の自宅に引き続き住むことができるようにするものです。

修理業者の皆様へお願いです

・被災を受けた方には、応急修理制度について知らない方がいるかもしれません。その場合は、**必ずこの制度をご案内ください**。

・応急修理制度は、**引き続き住むことを前提**としているため、井戸の専門家として被災者に十分説明をしながら打ち合わせを行ってください。

○対象者（いずれにも該当）

1　災害により自宅敷地内にある地下水を取水する井戸等が損傷を受けたこと。

2　井戸が飲用水を得る**唯一の手段（水道を利用していないこと）**であり、井戸等の損傷により飲用水を得る手段を失ったことで、そのままでは住むことができない状態にあること。

3　以下のいずれかに該当し、洗浄では井戸等の機能回復が見込めないこと。

・井戸に被害を受けたものの構造等の問題により**洗浄の実施が困難**であること。

・井戸の洗浄を実施したものの**機能の回復が図られていない**こと。

・井戸そのものには損傷がないが、配管、継手、砂取器、受水槽、弁、水栓、電動機等の損傷により、井戸としての機能を失っていること。

4　応急修理を行うことで自宅での生活が可能と見込まれること。

5　この応急修理制度により井戸の機能が回復した場合、地域の断水が解消するまでの間、**周囲の被災者への給水支援などについて、できるかぎり協力**すること。

（裏面へ続く）

○基準額

（１）１世帯あたりの限度額は、**757,000 円以内（消費税及び地方消費税込み）**です。

（２）同一住宅（１戸）に２以上の世帯が居住している場合に井戸等の応急修理のため支出できる費用の額は、上記（１）の**１世帯当たりの額以内**です。

（３）世帯ごとに別の住宅に居住し、世帯ごとに井戸を所有していた複数世帯（最大４世帯）が共同で、井戸を掘りなおすことで応急修理するなどの場合に、井戸等の応急修理のため支出できる費用の額は、当該井戸等の共有者となり、**共同利用する世帯数に上記（１）の１世帯当たりの額を乗じた額以内**です。

○応急修理対象工事の注意点

井戸等の応急修理の対象範囲は、**飲用水の取水に欠くことのできない井戸等の構成要素（井戸、配管、継手、砂取器、受水槽、弁、水栓、電動機等）**です。

（１）今回の災害と直接関係ある修理のみが対象となります。

（２）井戸等を応急修理し、自宅（住宅）で生活する場合、当該住宅に係る井戸等の修理が対象となります。自宅が全壊するなど、井戸等を修理しても自宅に生活できない場合、対象となりません。

（３）既に、修理事業者に代金を支払った場合は対象となりません。

※　破損した設備の取替等の際、明らかなグレードアップになるものは対象外（被災者負担）です。**（電動機等の破損した設備の品番を写真等で記録しておいてください。）**

※　詳細は、別紙１「井戸等の応急修理にかかる工事例」を参照してください。

○手続きの流れ

別紙２「井戸等の応急修理の手続及び流れ」を参照してください。

○工事着手・完了のご一報のお願い

被災された方への支援を円滑に進めるため、各現場で工事に着手される際と、工事が完了された際には、その都度、最下段の【問い合わせ先】までお電話にてご一報くださいますようお願いいたします。

日々の進捗を把握することで、被災者の皆様への迅速な対応が可能となります。何卒ご協力をお願い申し上げます。

見積り

・被災者と打合せを行い、井戸等の応急修理制度を利用し修理することになった場合は、**「修理見積書（様式第３号)」、「洗浄による井戸機能回復が見込めないことを証する申出書（様式第３号の２)」(修理業者の現地踏査で洗浄実施不可を判断する場合)**の作成が必要です。**内訳の詳細がわかる資料（※修理業者指定の様式で可）を添付**のうえ、被災者の方にお渡しください。

・修理見積書（様式第３号）は、**消費税及び地方消費税込みの金額**で記載ください。

・被災者の申込後、工事対象内外経費について、市町村担当者から確認することがあります。

・**見積金額（応急修理分）に記載の金額が、市町村との契約金額**になります。

・**県外事業者が応急修理を施工する場合であり、「掛かり増し経費（移動費・宿泊費等）に対する補助」を市町村に申請する場合は、見積依頼書（様式第３号）の金額に含めないでください。**

被災者負担分については、被災者と２者間で契約いただき、被災者から支払いを受けていただくことになります。

契 約

・市町村は被災者から申込書類を受け付けた後、修理業者に対して「応急修理依頼書（様式第４号)」を発行します。

・修理業者は応急修理依頼を受けた後、「請書（様式第６号)」を作成のうえ、市町村に提出してください。

支払い

・修理業者は応急修理の完了後、速やかに**「工事完了報告書（様式第７号)」**を市町村にご提出ください。

・なお、「工事完了報告書（様式第７号)」には修理見積書（写）と**応急修理（修理前（現況)、修理中、修理後）工事写真台帳（様式第８号))の添付**が必要です。

・また、修理申込者が修理前（現況）又は修理中のいずれかの写真を撮り忘れた場合は、修理業者において**「「被災した住宅の応急修理」証拠写真代替資料（様式第９号)」**を作成のうえ、市町村にご提出ください。

・市町村は応急修理の完了検査後に「請求書（修理業者指定の様式)」を受領し、修理業者に応急修理分の金額を支払います。

なお、完了検査の一環として、市町村（熊本県）は、関係者（修理業者、実際に修理に従事した者、修理申込者）に対して、修理見積書のとおり修理が行われているかについて質問をすることや、書面への記入などをお願いする場合があります。

【問い合わせ先】

美里町役場　中央庁舎
住民生活課
環境政策係
電話：46-2116